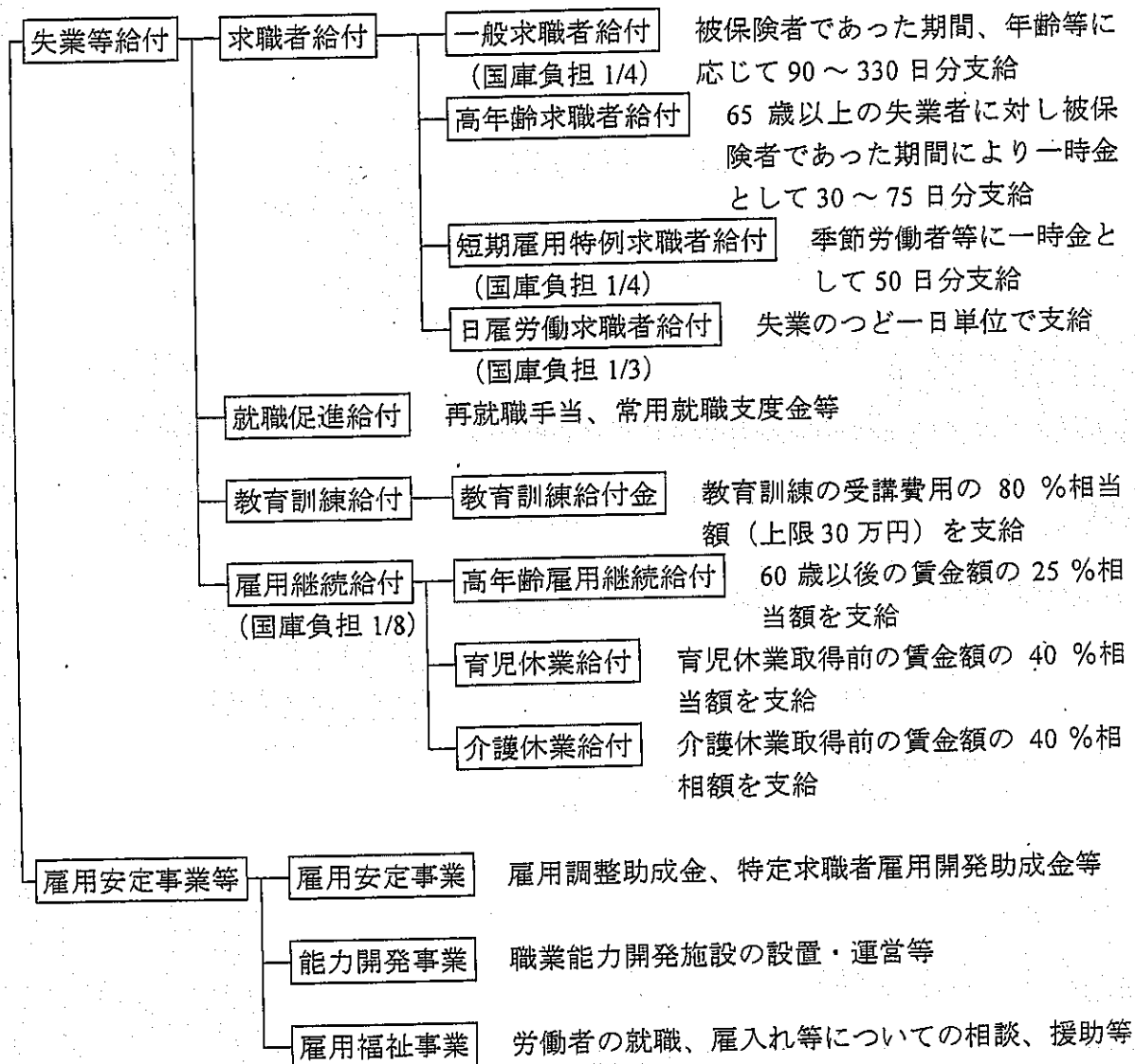


定 勘 用 雇

○労働保険特別会計雇用勘定の概要

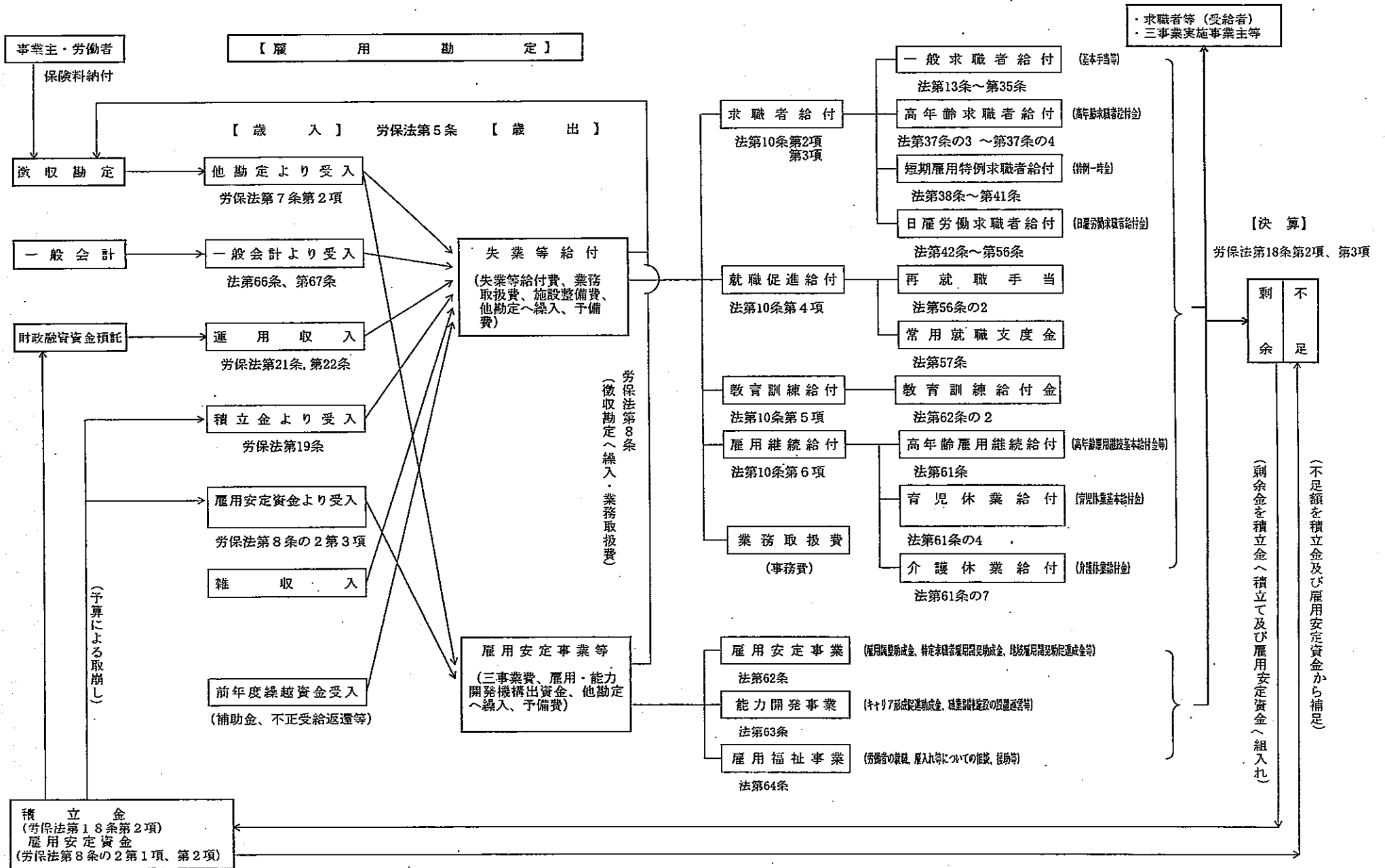
労働保険特別会計雇用勘定は、労働者が失業した場合や雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付（失業等給付）を行うほか、失業の予防及び雇用機会の増大、雇用構造の改善、労働者の能力の開発及び向上、福祉の増進を図ることを目的とした対策（雇用安定事業等）を実施する勘定として一般会計とは区分して設置されており、その主な財源は労働者及び事業主から徴収された保険料収入である。



- ・ 設 置：昭和 22 年度（当初は失業保険制度として発足し、昭和 50 年度より雇用保険制度として実施）
- ・ 根拠法：雇用保険法、労働保険特別会計法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律
- ・ 財 源：保険料収入及び一般会計より一部繰入（国庫負担）

労働保険特別会計雇用勘定のしくみ

※ 法・・・雇用保険法
 労保法・労働保険特別会計法



雇用保険制度の概要

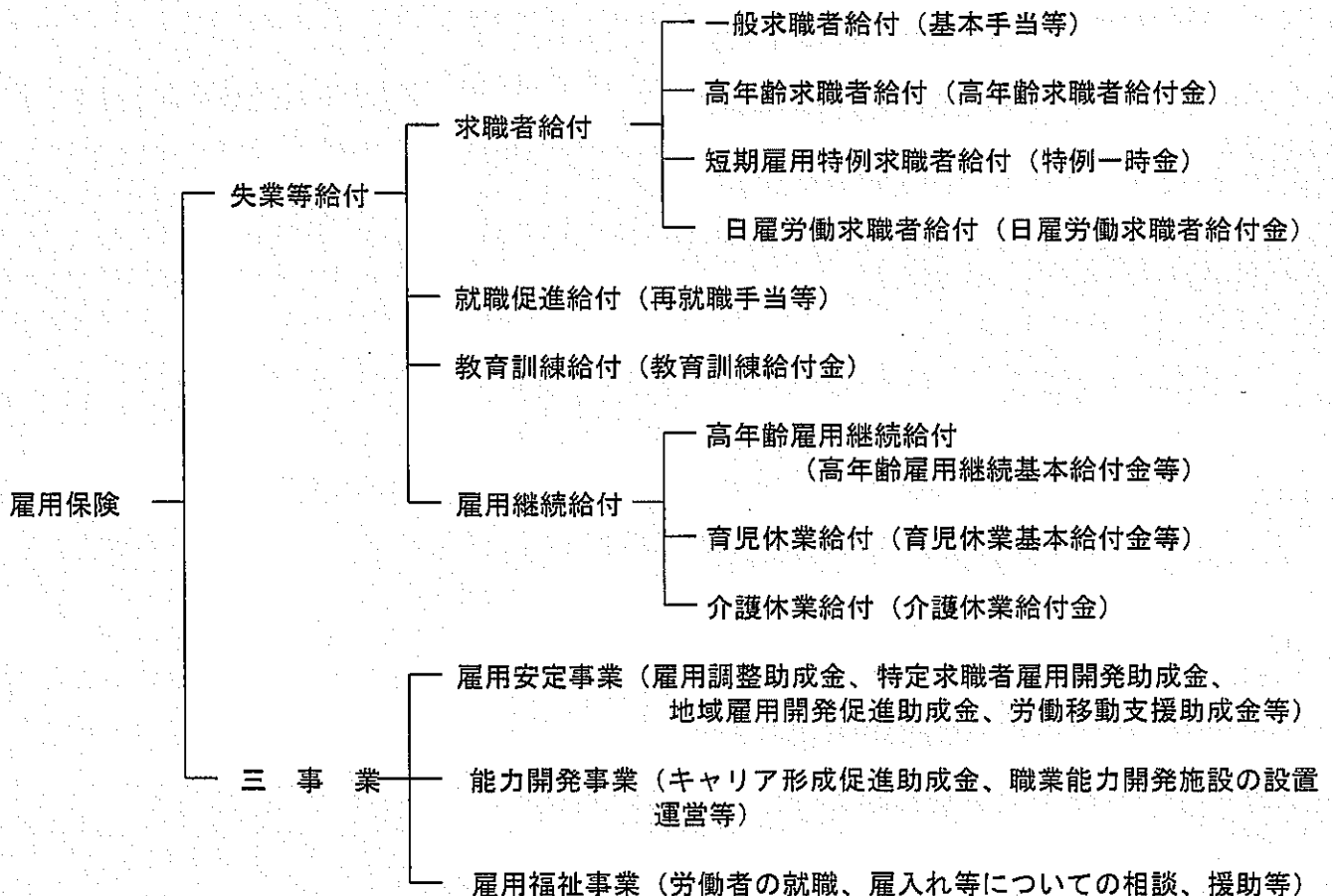
1 制度の概要

(1) 雇用保険は政府が管掌する強制保険制度である。(労働者を雇用する事業は、原則として強制適用)

[適用事業所：202万所、被保険者：3,378万人、受給者実人員：105万人(平成14年度平均)]

(2) 雇用保険は、

- ① 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定と就職の促進のために失業等給付を支給するとともに、
- ② 失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための三事業を行う、雇用に関する総合的機能を有する制度である。



2 失業等給付の概要

(1) 基本手当

一般被保険者が失業した場合において、離職の日以前1年間に被保険者期間が6か月以上ある場合には4週間に1回基本手当が支給される。

所定給付日数については、定年退職者を含め、離職前から予め再就職の準備ができるような者に対しては90日～180日（一般の離職者）、倒産・解雇等により、再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者に対しては90日～330日となる。

なお、短時間労働被保険者である一般被保険者が失業した場合には、被保険者期間の計算、賃金日額及び給付日数の特例がある。

イ 基本手当の年齢別上限額

年 齢 区 分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
～29歳	14,460円	8,676円
30歳～44歳	16,070円	9,642円
45歳～59歳	17,680円	10,608円
60歳～64歳	19,280円	9,640円

ロ 基本手当の給付率（60歳未満）

賃 金 日 額	給 付 率	基 本 手 当 日 額
2,140円～ 4,210円(注)	8 割	1,712円～ 3,368円
4,210円～10,190円	8割～6割	3,368円～ 6,114円
10,190円～17,680円	6 割	6,114円～10,608円

(注) 2,140円以上4,210円未満の賃金日額は、短時間労働被保険者が失業した場合のみ適用される。

60歳以上65歳未満の者については、賃金日額10,190円～13,180円の者に係る給付率が6割～5割まで逡減し、13,180円以上の者については給付率が5割となる。

ハ 給付日数

(イ) 短時間労働被保険者以外の一般被保険者であった者に対する給付日数

ア 一般の離職者

被保険者であった期間 区分		1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
一般被保険者		90 日		120 日	150 日	180 日
就 職 困 難 者	45 歳未満	150 日	300 日			
	45 歳以上 65 歳未満		360 日			

イ 倒産・解雇等による離職者

被保険者であった 期間 区分	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上45歳未満		90日	180日	210日	240日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

(ロ) 短時間労働被保険者である一般被保険者であった者に対する給付日数

ア 一般の離職者

被保険者であった期間 区分		1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
一般被保険者		90 日		90 日	120 日	150 日
就 職 困 難 者	30 歳未満	150 日	240 日			
	30 歳以上 65 歳未満		270 日			

イ 倒産・解雇等による離職者

被保険者であった 期間 区分	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	90日	150日	—
30歳以上45歳未満		90日	150日	180日	210日
45歳以上60歳未満		180日	210日	240日	300日
60歳以上65歳未満		150日	150日	180日	210日

(2) 高年齢求職者給付金

65歳以上の労働者（高年齢継続被保険者）が失業した場合には、基本手当日額の一定日数分の一時金が支給される。

○短時間労働被保険者以外の高年齢継続被保険者であった者に対する給付

被保険者であった期間	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	60日分	75日分

○短時間労働被保険者である高年齢継続被保険者であった者に対する給付

被保険者であった期間	1 年未満	1 年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

(3) 特例一時金

季節的に雇用される者等（短期雇用特例被保険者）が失業した場合には、基本手当日額の50日分の特例一時金が支給される。

(4) 日雇労働求職者給付金

日雇労働被保険者が失業した場合には、日雇労働求職者給付金が支給される。

等 級	給 付 金 日 額	賃 金 日 額 区 分
第 1 級	7,500円	11,300円以上
第 2 級	6,200円	8,200円以上11,300円未満
第 3 級	4,100円	8,200円未満

(5) 再就職手当

所定給付日数の3分の1以上、かつ、45日以上を残して早期に再就職した者には、支給残日数の1／3相当額（15日分～120日分）の再就職手当が支給される。

(6) 教育訓練給付金

次のいずれかに該当する者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合、支給要件期間が5年以上あるときに、当該教育訓練に要した費用の80%相当額（上限30万円）の教育訓練給付金が支給される。

イ 教育訓練を開始した日に被保険者である者。

ロ イ以外の者であって、教育訓練を開始した日が被保険者でなくなってから1年以内にある者。

（注）支給要件期間とは、教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間のこと。なお、過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給に係る教育訓練を開始した日以前の期間は、支給要件期間には算入されない。

(7) 高年齢雇用継続給付

被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者であって、各月に支払われる賃金が60歳時点の賃金の85%未満である者には、高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金）が支給される。支給対象者、給付額及び支給期間については、以下のとおりである。

イ 支給対象者

60歳時点に対して賃金額が15%を超えて低下した状態で雇用を継続する高齢者（被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の被保険者）。

ロ 給付額

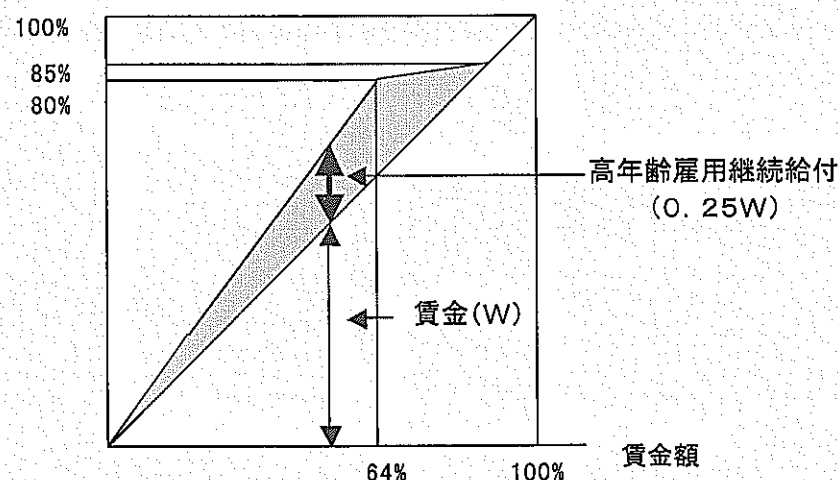
60歳以後の賃金の25%（賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金の80%を超え85%未満の場合は逡減した率）。

賃金と給付の合計が月額38万5,635円を超える場合は、超える額を減額。

ハ 支給期間

65歳に達するまでの期間（基本手当受給後に再就職した場合は、基本手当の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間）。

賃金額+給付額



（注）100%は60歳時点の賃金である。

(8) 育児休業給付

1歳未満の子を養育するため育児休業をした被保険者であって、育児休業開始前2年間にみなし被保険者期間（賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月）が12か月以上ある者には、育児休業給付（育児休業基本給付金、育児休業者職場復帰給付金）が支給される。給付額については以下のとおりである。

イ 休業前賃金の40%相当額を支給（30%相当額を休業期間中に支給し、残額は育児休業後6か月間被保険者として雇用された場合に支給）。

ロ 賃金と給付の合計額が休業前賃金の80%を超える場合は、超える額を減額。

(9) 介護休業給付

対象家族の介護を行うため介護休業をした被保険者であって、介護休業開始前2年間にみなし被保険者期間（賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月）が12か月以上ある者には、介護休業給付金が支給される。給付額については以下のとおりである。

イ 休業前賃金の40%相当額を支給。

ロ 賃金と給付の合計額が休業前賃金の80%を超える場合は、超える額を減額。